

〈資料〉

児童法改正法 1987年

—カナダ・オンタリオ州—

村 井 衡 平

オンタリオ州において、子の利益を保護するための法律をみれば、下記のような順を追って制定されてきた。

- 1914年 児童保護法
The Childrens Protection Act.
- 1925年 未成年者の後見、監護および婚姻に関する法律。
An Act to amend the Law with respect of the Guardianship, Custody and Marriage of Infants.
- 1938年 未成年者法。
The Infants Act.
- 1900年 未成年者法。
The Infants Act.
- 1960年 未成年者法。
The Infants Act.
- 1970年 児童福祉法。
The Child Welfare Act.
- 1978年 児童法を改正する法律。
The Childrens Law-Reform Act.
- 1982年 児童法改正法を修正する法律。

An Act to amend the Childrens Law-Reform Act.

これらのうち、1978年の「児童法を改正する法律」は、1970年の「児童福祉法」に代わるものとして制定され、新しく第3章として「監護、面接および後見」に関する第18条ないし第79条の規定を追加した。そして、第19条において、「子の最善の利益」(the best interests of the children)がこれらの問題を解決するための基礎となる旨が明記されることになった。本稿は1987年現在の「児童法改正法」(The Childrens Law-Reform Act)の内容を紹介する。

各章の題目は、次のとおりである。

第1章 子の平等な身分

第2章 親子関係の創設

第3章 監護、面接および後見

第1章 子の平等な身分

第1条 親子関係

(1) 第2項に従い、オンタリオの法律のすべての目的のために、ある人が彼または彼女の生来の両親の子であり、かつ、彼等の子としての彼または彼女の身分は、子が婚姻によって産まれたか、または婚姻外で産まれたかに関係はない。

(2) 養子に関する例外。 養子縁組命令がなされたときは、児童福祉法の第86条および第87条が適用され、かつ、子は、養親が生来の両親であったかのように、彼等の子である。

(3) 親族関係。 第1項および第2項のもとで決定された親子関係は、以下にみる他の親族関係の決定に従うものとする。

(4) 嫡出性を差別するコモン・ローは、廃止される。婚姻内および婚

姻外で生まれた子の身分の間のコモン・ローによるいかなる差別も廃止され、かつ、親子関係およびそこから生じる親族関係は、コモン・ローの目的のために、本条に従って決定されるものとする。

第2条 解釈の法則

(1) 証書、法律または規則を解釈する目的のために、反対の意思が現われていない限り、他人に対し、血族または婚姻による関係で示される人、一群またはある階級の人々に言及するときは、第1条のもとで定められた親子関係を理由とする種類に当てはまる人を対象とするか、またはその人を含むと解釈されるものとする。

(2) 適用。第1項は、

(a) この法律が施行される日より前、当日もしくはその後に制定された議会制定法または議会制定法のもとで制定された規則もしくは条例、および

(b) 1978年3月31日またはその後に作成された証書に適用する。

第2章 親子関係の創設

第3条 第4条ないし第7条のもとでの裁判所。〔1986年、オンタリオ法の第4章第71条(3)により廃止。1986年3月1日施行〕

第4条ないし第7条のために管轄権を有する裁判所は、ハミルトン・ウエントワース裁判管区では統一家庭裁判所、またはオンタリオの他の地域では高位裁判所とされる。

第4条 宣言の申立

(1) 利害関係を有する人は、ある男性が法律上、ある子の父と承認され、またはある女性がある子の母と承認されるとの宣言を裁判所に申立ることができる。

(2) 法律で承認された父子関係の宣言。 裁判所が第8条のもとで父

子関係が存在すると承認し、かつ、蓋然性が均合い、推定された父が子の父でないことが立証されないうち、裁判所は、父子関係が法律で承認されることを確認する宣言的な命令をするものとする。

(3) 母子関係の宣言。 裁判所が蓋然性の均合いにもとづいて、母子関係の蓋然性が立証されることを承認するとき、裁判所は、その旨の宣言的な命令をすることができる。

(4) 同 上。 第6条および第7条に従い、本条のもとでなされた命令は、すべての目的のために承認される。

第5条 推定のないとき、父子関係の宣言の申立

(1) 第8条のもとで、子の父として法律で承認される人がいないとき、だれでも、ある男性が彼または彼女の父であると宣言するよう、裁判所に申立ることができるし、またある男性は、ある人が彼の子であると宣言するよう、裁判所に申立ることができる。

(2) 制限。 第1項のもとで、彼等の関係が創設されるべく企てられている双方とも生存していなければ、宣言はなされないものとする。

(3) 宣言的な命令。 裁判所が蓋然性の均合いのもとで、父子関係が創設されたと承認するとき、裁判所は第6条および第7条に従い、その旨の宣言をすることができるし、命令はすべて目的のために承認されるものとする。

第6条 新しい証拠にもとづく手続の展開

第4条または第5条のもとで宣言がなされ、以前の審理では利用できなかった証拠が利用できるようになったとき、裁判所は申立にもとづき、命令を取消すか、または変更し、かつ、それに附随的な他の命令または指示をすることができる。

第7条 控訴

控訴は、第4条もしくは第5条のもとでの命令に対し、または第6条のもとでの決定に対し、裁判所の規則に従って行われる。

第8条 親子関係における承認

児童法改正法 1987年

(1) 蓋然性の均合いについて、反対の証明のない限り、ある男性は、下記の事情のどれかにおいて、子の父であり、かつ、彼は子の父となるべく、法律で承認されるものとする。

- 1 その人が、子の出生のときに、子の母と婚姻している。
- 2 その人が、子の出生前300日以内に、死亡もしくは仮判決により終了された婚姻または子の出生前300日以内に言渡された仮判決による離婚により、子の母と婚姻していた。
- 3 その人が、子の出生後に子の母と婚姻し、かつ、彼は生来の父であることを承認する。
- 4 その人が、子の出世のとき、子の母といくらか家族的な関係で同居していたか、または彼等が同居を中止したのち、300日以内に子が産まれている。
- 5 その人が、人口動態統計法またはカナダの他の裁判管区における類似の法律のもとで、子の父として認証された。
- 6 その人が、彼の生存中に、カナダにおいて法律上の管轄権を有する裁判所により、子の父であることを認定または承認されていた。

(2) 衝突する推定。 第1項のもとで、2人以上の父による父子関係の推定を招来している事情が存在するとき、父子関係について推定はなされることなく、かつ、だれも法律により父と推定されない。

第9条 自己の利益に反する承認を証拠として容認すること

承認する人の利益に反し、民事手続で証拠として容認される父子関係の書面による承認は、その事実の一応の証拠である。

第10条 許可された血液検査

(1) 子の親子関係を決定することを請求されている裁判所での民事手続において、一方当事者の申立により、裁判所は、当事者に対し、許可を与える命令に指名されている人が血液検査をうけ、かつ、証拠の示すところに従うことを許可することができる。

(2) 付された条件。 第1項のもとでの許可は、裁判所が適切と判断

する条件および期限に従って、与えられることができる。

(3) 拒絶される推理。 第1項のもとで許可が与えられ、かつ、そこに指名された人が血液検査に従うことを拒絶するとき、裁判所は、それが適切と判断する推理を引き出すことができる。

(4) 無能力のときの同意。 第1項のもとで許可を与える命令に指名された人が、医学的な状況および血液検査の手続の結果を理解し、かつ、評価することができないとき

(a) その人が未成年者であり、未成年者を世話および監督する人が同意するか、または

(b) その人が成年である場合に、成年者を世話および監督する人が同意し、かつ、正式に免許された開業医が、血液サンプルを与えることは、彼の適切な世話および処置を損うものでないことを証明するとき

手続への同意で充分と考えられる。(1977年法第41章第10条)

第11条 血液検査のための規則

評議会における総督は、前示の一般性を制限することなく、

(a) 血液サンプルを採取し、かつ、それを処理し、輸送および貯蔵する方法

(b) 血液サンプルを検査することができる条件

(c) 第10条の目的のために血液検査を行うことが許可される人、設備および種類を指定すること

(d) 証拠としての血液検査の報告書を許可することに関する手続を定めること

(e) 第10条および本条の目的のために書式を定め、かつ、それらを使用のために用意すること

などを含め、第10条のもとで裁判所によって与えられる許可のため、血液検査を管理する規則を制定することができる。

第12条 親子関係の法律上の宣言

(1) ある人は、規則によって定められた書式に従い、場合に依じて、彼または彼女が子の父または母であることを確認する法律上の宣言を、主登記官の事務所に提出することができる。

(2) 同 上。 2人の人は、規則に定められた書式に従い、彼等が子の父および母であることを共同で確認する法律上の宣言を、主登記官の事務所に提出することができる。

第13条 1980年オンタリオ修正法第524章のもとの制定法上の宣言のコピー

人口動態統計法のもとで定められた書式に従い、費用支払いのうえ、利害関係のある人はだれでも、十分に正確な明細書を提供し、それを請求する理由について、主登記官を満足させるとき、主登記官より、第12条のもとで記録された法律上の宣言の認証されたコピーを入手することができる。

第14条 親子関係に関する裁判所の判決を記録すること

(1) オンタリオのすべての裁判所の登記官または事務官は、主登記官に、親子関係を確認または決定する裁判所の命令または判決に関する規則によって定められた書式により、供述を提出するものとする。

(2) 公衆による検分。 人口動態統計法のもとで定められた申立に従い、費用支払いのうえ、だれでも、第1項のもとで提出された命令または判決に関する供述を検分し、かつ、主登記官より、認証されたコピーを入手することができる。

第15条 証拠としての記録されたコピー

主登記官または主登記官代理により署名されたと称するある書面のコピーを認証する証明書が、第12条、第13条または第14条のもとで入手され、またはいずれかの署名が石版刷り、印刷または押印であるとき、主登記官または主登記官代理の事務所の証明または署名なしに、訴訟または手続のすべての目的のために、書面の記録およびその内容の一応の証拠として、受理されることができる。

第16条 主登記官の義務

本法において、主登記官は、第4条および第5条のもとでなされた命令を承認する以外に、親子関係を示す登記を訂正するよう要求されることはないと解釈されるものとする。

第17条 書面に関する規則

評議会における総督は、本法の目的のために書式を定める規則を制定することができる。

第3章 監護、面接および後見

第18条 説明

(1) 本章において

- (a) “裁判所”は、プロヴィンス裁判所(家事部)、統一家庭裁判所、カウンティまたはディストリクト裁判所、第7条のもとで管轄権を行使する高位裁判所または検認後見裁判所を意味する。
- (b) “州外の命令”は、ある人に子の監護または子との面接を許可する州外裁判所の命令またはその命令の一部を意味する。
- (c) “州外裁判所”は、子の監護または子との面接を許可する管轄権を有するオンタリオ州以外の裁判所を意味する
- (d) “別居合意”は、家族法改正法の第4章のもとで有効な別居合意である合意を意味する。

(2) 子。本章において子に言及するときは、未成年の子に関する。

第19条 目的

本章の目的は、

- (a) 子の監護に関する裁判所での申立、子の監護、子との面接および後見の付随条件が子の最善の利益を基礎にして決定されるよう保護すること

- (b) 1人の子の監護に関して、複数の州、地方または国が競合して管轄権を行使するのは避けるべきであることを承認し、かつ、オンタリオの裁判所は、例外的な事情のない限り、子がより密接な関係を有している他の地域に管轄権を有する裁判所により、基礎事実が決定されることがより望ましい事件について、管轄権を行使することを回避または辞退するよう、規定を作成すること
 - (c) 適正手続きにより管轄権を決定することへの対案としての子の誘拐を阻止すること
 - (d) 監護および面接命令をより有効に強制し、かつ、オンタリオ外でなされた監護および面接命令の承認および強制のための規定を作成すること
- にある。

監護および面接

第20条 父および母は、監護権を与えられる。

- (1) 本章において、別段の規定のない限り、子の父および母は、等しく子を監護する権利を与えられる。
- (2) 権利および責任。子を監護する権利を与えられた人は、子の身体に関して、親としての権利および責任を有し、かつ、これらの権利および責任を、子の最善の利益のために行使しなければならない。
- (3) 複数の人が子の監護権を与えられているとき、その1人は、子に関する彼等の利益のために、親の権利を行使し、かつ、責任を負担することができる。
- (4) 親が別居しているとき。子の親が別居し、かつ、子が他方の親の同意・黙示の同意または黙認のもとに、一方の親と同居しているとき、他方が監護権および監護の付帯条件を与えることは、面接の権利を与えることは別として、別居合意または他の定めがなされるまで、延期される。

(5) 面接。子との面接権には、子を面接する権利、子によって面接される権利および親として、子の健康、教育および福祉に関して調査し、かつ、情報を与えられる権利を含む。

(6) 子の婚姻。子を監護し、または子と面接する権利を与えることは、子の婚姻によって終了する。

(7) 合意または命令に付随して権利を与えること。本条のもとで与えられる監護もしくは面接の権利または監護の付帯条件は、裁判所の命令または別居合意による変更に従う。

第21条 命令の申立

子の親またはそれ以外の人は、裁判所に、子の監護もしくは子との面接に関し、または子の監護の付帯条件の局面を決定する命令を申立てることができる。

第22条 管轄権

(1) 裁判所は、以下の場合、子の監護または子との面接に関する命令をする管轄権のみを行使するものとする。

(a) 命令の申立を開始するとき、子が日常的にオンタリオに居住している。

(b) 子がオンタリオに日常的に居住していないけれども、裁判所が下記の事情について満足している。

(i) 命令の申立を開始したとき、子がオンタリオに物理的に存在していること。

(ii) 子の最善の利益に関する実質的な証拠がオンタリオにおいて利用できること。

(iii) 子の監護または子との面接のためのいかなる申立も、子が物理的に存在している他の地域で州外の裁判所の面前に係属していないこと。

(iv) 子の監護または子との面接に関するいかなる州外の命令も、オンタリオにおいて承認されなかったこと。

(v) 子がオンタリオに事実上、かつ、実質的な関係を有していること。

(vi) 便宜上、管轄権がオンタリオによって行使されることが適切であること。

(2) 日常的な居住。 子は、以下の場合に、どれが最後に生じたかに関係なく、彼が居住していた地域における日常的な居住者である。

(a) 両親と共に居住していた。

(b) 両親が別居していたとき、別居合意、他方の同意、暗黙の同意または承認のもとに他方の親と居住していた。

(c) 非常に長期間、永続的に親以外の人と居住していた。

(3) 誘拐。 子を監護する人の同意なしに子を移転させ、または引き止めることは、子が移転または引き止められた人がそれを承諾していたとき、または適正な手続の開始が不当に遅延していたときを除き、子の日常的な居所を変更するものではない。

第23条 子への重大な損害

第22条および第42条にかかわらず、裁判所は、

(a) 子が物理的にオンタリオに存在し、かつ、

(b) 蓋然性の均合い上

(i) 子が、法律上、子を監護する権利を与えられた人に依然として監護される。

(ii) 子が、法律上、子を監護する権利を与えられた人の監護に戻されるか、または

(iii) 子がオンタリオから移動される場合に、子が重大な損害を蒙ると裁判所が満足するとき

子の監護または子との面接に関する命令をし、またはそれを変更する管轄権を行使することができる。

第24条 監護または面接を申立る実益

(1) 子の監護または子との面接に関する本章のもとでの申立の実益は、

子の最善の利益を基礎として決定されるものとする。

(2) 子の最善の利益。 子の監護および子との面接に関する本章のもとでの申立の目的のため、子の最善の利益を認定するに当り、裁判所は、

- (a) 子と、
 - (i) 子の監護または子との面接の権利を有する人またはそれを請求している各自
 - (ii) 子と同居している子の家族の他のメンバー、 および
 - (iii) 子の世話および養育にかかわっている人々
との間の慈愛、愛情および感情的なきずな
- (b) それらが合理的に探知できるとき、子の見解および選択
- (c) 子が健全な家庭環境の中で生活した期間
- (d) 子の監護を申立てる各自が子に指導および教育・生活必需品および子の特別なニーズを提供する能力および積極性
- (e) 子の世話および養育のために提案されているなんらかのプラン
- (f) 子が生活を共にすべく提案されている家族単位の永続性および安定性、さらに
- (g) 子と申立当事者の各自との間の血族関係または養子縁組命令による関係など

子を取り巻くすべてのニーズおよび事情を考慮するものとする。

(3) 過去の行為。 ある人の過去の行為は、その行為が子の親として行動する人に関係するときを除き、子の監護または子との面接に関する本章のもとでの申立の決定に無関係である。

第25条 管轄権の辞退

本章のもとで、監護および面接に関する管轄権を有する裁判所は、管轄権がオンタリオ外で行使される方がより適切であると判断するとき、その管轄権の行使を辞退することができる。

第26条 遅延

(1) 子の監護または子と面接に関する本章のもとでの申立が、手続の

開始後6カ月以内に審理されなかったとき、裁判所の書記官または登記官は、裁判所のために申立の目録を作成し、かつ、当事者に対し、裁判所が申立の審理をする期日を決定するとき、日時および場所を通知するものとする。

(2) 命令。第1項に従い、書記官または登記官によってリストに作成された事項の審理に当って、裁判所は、命令により、申立の審理の期日を定め、手続に関する指示を与え、かつ、裁判所が適切と判断する手続の費用に関する命令をすることができる。

(3) 早めの期日。第2項のもとで裁判所が期日を定めるとき、裁判所は、裁判所の意見により、申立の適切な処理にふさわしい最近の期日を定めるものとする。

第27条 離婚手続の効果 (1970年カナダ修正法D-8章)

離婚法(カナダ)のもとで離婚手続きが開始されるとき、未決定の子の監護および子との面接に関する本章のもとでの申立は、裁判所の許可による場合を除き、停止される。

監護および面接—命令

第28条 裁判所の権限

申立がなされた裁判所は、

- (a) 命令により、1人または数人に、子の監護または子との面接を許可することができる。
- (b) 命令により、監護または面接の権利の付帯条件の局面について決定することができるし、また
- (c) 事情に応じて、裁判所が必要、かつ、適切と判断する付加的な命令をすることができる。

第29条 命令を変更する命令

裁判所は、本章のもとで、子の最善の利益に影響を及ぼし、または及ぼすと思われる事情に実質的な変化が生じたときを除き、オンタリオでなされた監護または面接に関する命令を変更しないものとする。

監護および面接—裁判所への援助

第30条 子のニーズの評価

(1) 子の監護または子との面接に関する申立がその面前に提出された裁判所は、命令により、技術的または専門的に熟練した人を任命し、子のニーズまたは子のニーズを満足させる当事者またはその中のどれかの能力および積極性に関して、裁判所に報告させることができる。

(2) 命令がなされる時。 第1項のもとで、命令は、子の監護または子との面接に関する申立の審理またはそれ以前に、申立当事者の要求または要求なしに、なされることができる。

(3) 当事者による合意。 裁判所は、可能な限り、当事者によって合意された人を任命するが、当事者が合意しないとき、裁判所はだれかある人を選定し、かつ、任命するものとする。

(4) 行為への同意。 裁判所は、第1項のもとで、その人が裁判所によって特定された期間内に評価し、裁判所に報告書を提出することに同意したときを除き、その人を指名しないものとする。

(5) 評価のための出席。 第1項のもとでの命令において、裁判所は、当事者、子および指示された命令の通知を受けた他の人またはこれらのうちのどれかに対し、裁判所によって任命された人による評価のため出席するよう、要求することができる。

(6) 出席の拒否。 本条のもとで評価のために出席するよう命令された人が、出席または評価を行うことを拒否するとき、裁判所は、子のニーズを満足させる能力および積極性に関し、裁判所が適切と判断する推定をすることができる。

(7) 報告書。 第1項のもとで任命された人は、彼の報告書を裁判所の事務官または登記官に提出するものとする。

(8) 報告書のコピー。 裁判所の事務官または登記官は、報告書のコピーを当事者各自および、もしあれば、子を代理する弁護士に交付するものとする。

(9) 報告書の許容性。 第7項に指摘された報告書は、申立における証拠として許容される。

(10) 評価人は証人となることができる。 当事者の中のだれか、および、もしあれば、子を代理する弁護士は、第1項のもとで指名された人に対し、申立の審理に承認として出席するよう要求することができる。

(11) 法律の説示。 裁判所は、申立にもとづき、証拠に関して、命令により裁判所が適切と判断する説示をすることができる。

(12) 費用。 裁判所は、当事者に対し、第1項のもとで任命された人の費用を支払うよう、要求することができる。

(13) 同 上。 金額の割合。 裁判所は、命令により、裁判所が当事者各自に支払を要求する費用の割合および金額を特定するものとする。

(14) 同 上。 重大な財政上の困難。 裁判所は、費用の支払いが当事者に重大な財政上の困難を引き起すと満足するとき、第1項のもとで任命された人の費用のどれかを支払う責任をその当事者に免除することができる。

(15) 他の専門家の証拠。 第1項のもとである人を任命することは、当事者および子を代理する弁護士が、子のニーズおよび子のニーズを満足させようとする当事者またはその中のだれかの能力および積極性に関して、他の専門家の証拠を提供することを拒否するものではない。

第31条 調 停

(1) 子の監護または子との面接の申立にもとづき、裁判所は、当事者の請求により、命令で、当事者により選定された人が命令の中に特定された事項を調停するよう、任命することができる。

(2) 行為への同意。 裁判所は、第1項のもとで、

(a) ある人が調停人として行為することに同意し、かつ、

(b) 裁判所によって特定された期間内に裁判所に報告書を提出することに合意したときを除き、その人を任命しないものとする。

(3) 調停人の義務。 重要事項に関して合意を得るよう努力するのが

調停人の義務である。

(4) 報告書の書式。 重要事項に関して調停に入るに先立ち、当事者は、

(a) 調停人が調停中の重要事項に関連があると判断するすべてのことを含む完全な報告書を提出するか、または

(b) 調停人が報告書において、当事者が到達した合意のみをのべるか、または当事者が重要事項に関して合意に到達しなかったことのみをのべる

よう決定するものとする。

(5) 報告書の提出。 調停人は、第4項のもとで当事者によって決定された書式により、彼の報告書を裁判所の事務官または登記官に提出するものとする。

(6) 報告書のコピー。 裁判所の事務官または登記官は、当事者各自および、もしあれば、子を代理する弁護士に、報告書のコピーを交付するものとする。

(7) 調停の進行中になされた自白。 当事者が調停人の報告書は第4項(b)に定められた書式によることを決定したとき、調停の進行中にのべられた証拠、自白または情報は、命令が第1項のもとでなされた手続のすべての当事者の同意があるときを除き、どの手続においても、許容されない。

(8) 費用。 裁判所は、当事者に対し、調停人の費用を支払うよう、要求するものとする。

(9) 同上。 割合または金額。 裁判所は、命令の中で、裁判所が各当事者に支払うよう要求する費用の割合および金額を特定するものとする。

(10) 同上。 重大な財政上の困難。 裁判所は、費用の支払いが当事者に重大な財政上の困難を引き起すと満足するとき、調停人の費用のどれかを支払う責任を免除することができる。

第32条 廃止 (1989年 オンタリオ法第1章第10条)

第33条 さらなる証拠

(1) 裁判所の意見によれば、判決を言渡す前に、オンタリオ外の地域から、さらなる証拠を入手する必要があるとき、裁判所は、オンタリオ外の地域の法務長官、司法長官または類似の公務員に対し、

(a) 法務長官、司法長官または類似の公務員が、指名された人がその地域の適切な裁判所の面前に出頭し、かつ、申立の主題に関する証拠を提出するか、証言することを要求するのに必要な行為をすること

(b) 法務長官、司法長官、類似の公務員または裁判所が、裁判所の面前に提出されたか、または証言された証拠の認証されたコピーを送付すること

を依頼すると共に、必要と判断される補助資料を送付することができる。

(2) 証拠を入手するための費用。第1項のもとで行為する裁判所は、申立当事者の1人または数人に対し、そのように行為するための費用を評価するか、またはかかる費用を取り決めることができる。

第34条 裁判所への指示、紹介

(1) 法務長官が州外の裁判所より、第33条に指摘されたのと類似する要請および補助資料を受け取るとき、法務長官は、要請および補助資料を適切な裁判所に付託する義務がある。

(2) 証拠の入手。第1項のもとで、法務長官より要請が付託された裁判所は、要請の中に指名された人に対し、裁判所の面前に出頭し、かつ、要請に従って証拠を提出し、または証言するよう要求するものとする。

監護および面接—強制

第35条 監護および面接の監督

(1) 子の監護または子との面接のための命令がなされるとき、裁判所

は、ある人、児童援助協会または他の団体による監護または面接の監督のため、適切と判断する指示をすることができる。

(2) 行為への同意。 裁判所は、ある人、協会または団体が監督者として行為することに同意した場合を除き、第1項に参照された監護または面接を監督するため、ある人、児童援助協会または他の団体に指示しないものとする。

第36条 迷惑な行為を抑制する命令

(1) 申立にもとづき、裁判所は、ある人が申立人または申立人が合法的に監護している子を苦しみ、悩ませまたは困らせることを抑制する仮の、または最終的な命令をすることができるし、その人に裁判所が適切と判断する誓約書を提出させるか、または保証金を積むよう要求することができる。

(2) 犯罪。 抑制命令に違反する人は、罪を犯しており、かつ、有罪決定のうえ、

(a) 初犯のときは1,000ドル以下の罰金もしくは3カ月以下の拘禁、またはこれらを併科し、

(b) 再犯またはその後の犯罪のときは10,000ドル以下の罰金もしくは2年以下の拘禁またはこれらの併科

の責任を負う。

(3) 令状なしで逮捕。 警察官は、警察官が合理的および蓋然的な理由で抑制命令に違反したと信じる人を、令状なしで逮捕することができる。

(4) 現存する命令。 第2項および第3項は、本条の以前の規定のもとでなされた抑制命令の違反に関しても適用する。〔1982年法、第28章第1条：1986年法、第8章第4条〕

第37条 子が不法に奪取されたときの命令

(1) 子の監護または子との面接のための命令が自己の有利になされた人による申立にもとづき、裁判所は、ある人が不法に申立人から子を奪取したと信じるについて合理的、かつ、蓋然的な理由が存在すると確信

するとき、命令により、申立人または彼のためにだれかが、場合に応じて、申立人の監護または面接の権利を実行するために、子の身柄を確保することを許容することができる。

(2) 子の所在を発見し、身柄を確保すべき命令。 申立にもとづき、裁判所が

- (a) ある人が違法に子を監護し、または子との面接の権利を与えられている人から、子を奪取していること
- (b) 裁判所の命令または別居合意により、子をオンタリオから移動することを禁止されている人が、子をオンタリオから移動しようと企て、もしくは移動したこと、または
- (c) 子と面接する権利を与えられている人が、子をオンタリオから移動しようと企て、または移動し、かつ、子が帰来しそうもないとき、裁判所は命令により、子が多分そこに所在していることが裁判所に明らかになっている地域に管轄権を有する執行官もしくは警察当局または双方に対し、子の所在を発見し、身柄を確保し、命令に指示された人に引き渡すよう命令することができる。

(3) 通知のない申立。 第2項のもとで、裁判所が訴訟は遅延することなく行われる必要があると確信するとき、裁判所は、通知のない申立にもとづいて命令することができる。

(4) 行動すべき義務。 第2項のもとでの命令により行動すべく命じられた執行官または警察当局は、命令に従い、子の所在を発見し、身柄を確保し、かつ、引渡すために合理的になすことができるすべてのことをするものとする。

(5) 立入りおよび搜索。 第2項のもとでの命令に従い、子の所在を発見し、かつ、身柄を確保するため、執行官または警察官は、子が多分そこに所在していると信じるについて合理的、かつ、蓋然的な根拠のある場所に、事情のもとで合理的な援助および実力を伴って、立ち入り、かつ、搜索することができる。

(6) 時刻。 第5項に参照された立ち入りおよび搜索は、裁判所が命令により、他の時間の立ち入りおよび搜索を許可するときを除き、標準時の午前6時より午後9時までの間にのみ行われるものとする。

(7) 命令の終期。 第2項のもとでなされた命令には、裁判所が事情により、より長期の時間が必要と確信するときを除き、命令後6カ月を経過しないその終期の日付が付されるものとする。

(8) 申立がなされたとき。 第1項および第2項のもとでの申立は、監護もしくは面接の申立のとき、または別個の時期になされることができ。

第38条 子が不法に移動させられることを阻止する申立

(1) 裁判所は、申立にもとづき、合理的、かつ、蓋然的な理由により、裁判所の命令または別居合意で子をオンタリオから移動することを禁止されている人が、子をオンタリオから移動させようと企てていると確信するとき、子のオンタリオからの移動を阻止しようとする裁判所は、第3項のもとで命令することができる。

(2) 子の帰来を保証すべき申立。 裁判所が申立にもとづき、子と面接する権利を与えられた人が子をオンタリオから移動させようと企て、かつ、子がオンタリオに帰来することはなさそうなことを合理的、かつ、蓋然的な理由にもとづいて確信するとき、裁判所は、子のオンタリオへの即時、安全な帰来を保証するため、第3項のもとで命令することができる。

(3) 裁判所による命令。 第1項または第2項に参照された命令は、ある人に、下記のどれか1つまたは2以上をするよう要求することができる。

- 1 命令で特定された期限また条件に従い、特定の財産を指名された信託受託者に移転すること。
- 2 子の扶養料の支払命令がなされたとき、命令で特定された期限および条件に従い、特定された信託受託者に支払うこと。

- 3 保証人の有無にかかわらず、裁判所が適切と判断する金額を申立人に支払うべき債務証書を郵送すること。
- 4 ある人の旅券、子の旅券もしくは他の旅行証書または裁判所が特定するそれらのいずれかを、裁判所または裁判所によって特定された個人または団体に引き渡すこと。
- 5 期限および条件。 第3項1のもとの命令において、裁判所は、裁判所が適切と判断する財産の還付または処分のための期限および条件を特定することができる。
- 6 保管。 第3項4のもとの命令において、裁判所または裁判所により特定された個人または団体は、命令の示す指図に従い、命令によって交付された旅券または旅行証書を保管するものとする。
- 7 指図。 第3項のもとの命令において、裁判所は、裁判所が適切と判断する財産、金銭の支払い、旅券または旅行証書の保管に関する指図をすることができる。

第39条 プロヴィンス裁判所（家事部）の命令を侮辱すること

(1) 侮辱に関する権限に加えて、すべてのプロヴィンス裁判所（家事部）は、子の監護または子との面接に関する手続または命令に対する故意の侮辱または抵抗に、罰金もしくは拘留または双方により処罰することができるが、罰金は、いかなる場合でも、1,000ドルを超えることなく、拘留は90日を超えないものとする。

(2) 拘留の条件。 第1項のもとの拘留の命令は、命令で示された条件の覆行を条件とし、かつ、拘留が断続的になされるように定めることができる。

第40条 住所に関する情報

- (1) 裁判所への申立にもとづき、
 - (a) 本章のもとの監護もしくは面接に関する申立を提出するため、
または
 - (b) 監護もしくは面接の命令を強制するため、

提案した申立人または自己の有利に命令がなされた人が、提案された被告または自己の不利に(b)に参照される命令がなされた人の居場所を知るか、確認する必要があるとき、裁判所は、ある人または公共団体に対し、提案された被告または自己の不利に(b)に参照される命令がなされた人または団体の監護の記録に含まれる住所の詳細を裁判所に提供するように、命令することができるし、その人または団体は、裁判所に、記録に含まれた詳細な情報を提供するものとし、かつ、裁判所はその情報を、裁判所が適切と判断する人に与えることができる。

(2) 例・外。 裁判所は、第1項のもとでの申立に対し、申立の目的が、提案された被告の居場所を知り、もしくは確認すること、または監護もしくは面接に関する命令を強制することではなく、子を監護する人の身元を見分け、またはその詳細な情報の入手を可能にすることにあることが明らかになるとき、命令をしないものとする。

(3) 命令に従うこと。 第1項のもとで命令に従って情報を与えることは、すべての目的のために、信頼関係に関する制定法、規則またはコモン・ローのいかなる法則にも違反しないとみなされるものとする。

(4) 本条は国王を拘束する。 本条は、オンタリオの権利により、国王を拘束する

監護および面接—州外の事例

第41条 裁判所の仮の権限

申立にもとづいて、裁判所は、

- (a) 子がオンタリオに悪意で移動させられたか、もしくは悪意で留め置かれていると確信するか、または
- (b) 第22条のもとで管轄権を行使しないか、もしくは第25条ないし第43条のもとで管轄権を辞退したとき、

下記のどれか1つまたは2つ以上をすることができる。

- 1 裁判所の判断によれば、子の最善の利益になるような監護または

面接に関する仮の命令をすること。

2 申立を

(i) 申立の当事者が即時に州外の裁判所の面前に類似の手続を開始するという条件、または

(ii) 裁判所が適切と判断する他の条件に従って、停止すること。

3 当事者の一方に対し、裁判所が適切と判断する場所に子を送還するよう命令し、かつ、裁判所の判断により、子が必要とする合理的な旅行の費用および当事者または証人の他の費用の支払いを命令すること。

第42条 州外の命令の強制

(1) 子の監護または子との面接のための命令が、州外の裁判所により、自己の有利になされた人の申立にもとづき、裁判所は、その命令を承認するものとする。ただし、裁判所が

(a) 命令がなされた手続の開始について、被告に合理的な通知がなされなかったこと

(b) 命令がなされる前に、被告が州外の裁判所による聴聞をうける機会を与えられなかったこと

(c) 命令がなされた地域の法律は、州外裁判所に対し、子の最善の利益を考慮すべく要求しなかったこと

(d) 州外の裁判所の命令は、オンタリオにおける公の政策に反していること

(e) 第22条に従い、州外の裁判所は、それがオンタリオの裁判所であったとしても、管轄権を有しなかったこと

を確信するときは、この限りでない。

(2) 命令を承認する効果。 裁判所によって承認された州外裁判所による命令は、裁判所による命令であり、かかるものとして強制することができるものとみなされるものとする。

(3) 矛盾する命令。 矛盾がなければ、第1項のもとで、裁判所によ

り承認または強制されるべき、子の監護または子との面接のための州外の裁判所による矛盾する命令に直面する裁判所は、子の最善の利益に最もよく合致すると裁判所が判断する命令を承認し、かつ、強制するものとする。

(4) さらなる命令。 州外の命令を承認した裁判所は、本章のもとで、命令に効果を与えるために必要と判断する、さらなる命令をすることができる。

第43条 代わりの命令—事情の実質的な変更

(1) 子の最善の利益に影響を及ぼし、または影響を及ぼす恐れのある実質的な事情の変更が生じ、かつ、

- (a) 命令の申立の開始のとき、子が日常的にオンタリオに居住しているか、または
- (b) 子がオンタリオに日常的に居住しているが、裁判所が
 - (i) 命令の申立の開始のとき、子は物理的にオンタリオに存在していること
 - (ii) 子はもはや、州外の命令がなされた地域と現実、かつ、実質的な関連を有していないこと
 - (iii) 子の最善の利益に関する実質的な証拠がオンタリオにおいて入手できること
 - (iv) 子はオンタリオと現実、かつ、実質的な関連を有していること、および
 - (v) 便宜上、オンタリオにおいて管轄権を行使されるのが適切であること

について裁判所が確信するとき、申立にもとづき、裁判所は、命令により、子の監護および子との面接に関する州外の命令を廃止することができる。

(2) 管轄権を辞退すること。 裁判所の意見によれば、管轄権がオンタリオ外で行使されることがより適切であるとき、裁判所は本条のもと

での管轄権の行使を辞退することができる。

第44条 廃止命令—重大な損害

申立にもとづき、裁判所は

- (a) 子が法律上で子を監護する権利を与えられている人の監護に委ねられている場合、
- (b) 子が法律上で子を監護する権利を与えられている人の監護に戻されているか、または
- (c) 子がオンタリオから移動されている場合、

蓋然的の均合いで子が重大な損害を蒙る恐れがあると確信するとき、命令により、子の監護または子との面接に関する州外の命令を廃止することができる。

第45条 州外の命令の真正なコピー

命令をした裁判所の裁判官もしくは統轄官または登記官もしくは裁判所の命令を保管する責任を負う人により、真正のコピーとして認証された州外の命令のコピーは、命令の作成、命令の内容および裁判官、統轄官、登記官または他の人の任命および署名についての一応の証拠である。

第46条 裁判所は外国法を認めることができる

本章のもとで適用する目的のために、裁判所は、形式的な証拠を要求することなく、オンタリオ外の管轄区域の法律および州外の裁判所の判決を認めることができる。

第47条 解釈

(1) 本条において、“協定”は、本条への付録に表示された「国際的児童誘拐の民事的局面に関する協定」を意味する。

(2) 国際的児童誘拐の民事的局面に関する協定。協定の第43条が定めるように、オンタリオに関して協定が施行される日以降、協定は、第3項に定める場合を除き、オンタリオにおいて効力を有し、かつ、協定はそれ以降、オンタリオの法律である。

(3) 例 外。 国王は、弁護士もしくは法律顧問が関与することによ

り、または法的扶助法に従う場合を除く裁判所手続により、協定のもとで生じるどの費用についても、支払う責任を負わされない。

(4) 中心的な権威。 法務大臣は、協定の目的のために、オンタリオの中心的な権威となるものとする。

(5) 裁判所への申立。 申立は、協定のもとでの権利または義務に従い、裁判所になされることができる。

(6) 協定を批准すべき要求。 法務大臣は、カナダ政府に対し、オランダ王国の外務大臣に、協定がオンタリオに拡大することを公表する宣言を提出するよう要求するものとする。

(7) 期日の公表。 法務大臣は、オンタリオの官報に、協定がオンタリオに施行される期日を公表するものとする。

(8) 規則。 評議会における総督は、本条の内容および目的を遂行するのに必要と判断する規則を制定することができる。

(9) 矛盾。 本条および他の規定との間に矛盾が存在するときは、本条が優先する。

後 見

第48条 後見人の指定

(1) 子の父またはだれか他の人の申立にもとづき、裁判所は、子の財産の後見人を指定することができる。

(2) 後見人の責任。 子の財産の後見人は、子の財産の世話および管理を引き受け、かつ、それについて責任を負う。

第48条 後見人としての両親

(1) 彼等の間と同様に、かつ、裁判所の命令または彼等間の合意に従い、子の両親は、等しく子の財産の後見人として裁判所により指定される権利を与えられる。

(2) 親およびそれ以外の人。 子の一方の親と子の親でない人との間と同様に、親は裁判所によって子の財産の後見人として指定される優先

的な権利を与えられる。

(3) 複数の後見人。 裁判所は、子の財産に関して、複数の後見人を指定することができる。

(4) 後見人は共同で責任を負う。 複数の後見人が子の財産に関して指定されるとき、後見人は子の財産の世話および管理に関し、共同して責任を負わされる。

第50条 標準

子の財産の管理人を指定すべき申立を決定するについて、裁判所は、

- (a) 申立人が子の財産を管理する能力
- (b) 子の財産の世話および管理のため、申立人により提案された計画の長所、および
- (c) それが合理的に確認できるとき、子の見解および選択

を含むすべての事情を判断するものとする。

第51条 指定の効果

本章のもとで、裁判所による後見人の指定は、オンタリオ全域において効力を有する。

第52条 子の負うべき債務の支払

(1) ある人が子に対し、金銭の支払または動産の引渡の義務を負い、かつ、子の財産の後見人が指定されていないとき、一年間に2,000ドル以下の金銭の支払または2,000ドル以下の価値の動産の、

- (a) 子が他の人を扶養する法律上の義務を負っているとき、子への引渡
- (b) 子が同居している親、または
- (c) 子を合法的に監護する人への引渡

は、支払われた金銭または引渡された動産の価値の範囲内で、義務を免除するが、本項のもとで支払われた総額または引渡された財産の全価値は、5,000ドルを越えないものとする。〔1980年法、第64章第4条(2)〕

(2) 判決のもとで支払われる金額。 第1項は、裁判所の判決または

命令のもとで支払われる金銭に適用しない。

(3) 支払の受取証。第1項に定められた金銭または価値を超えない金銭または動産の受取証または免除が、子と同居する一方の親または子を合法的に監護する人により、子のために受領されたとき、裁判所がその人を子の動産の後見人として指定したのと同様の効力を有する。

(4) 金銭または財産に関する責任。第1項に参照する金銭または動産を受領し、かつ、保有する子と同居している一方の親または子を合法的に監護する人は、金銭または動産の世話および管理のため、後見人としての責任を負う。

第53条 計算

子の財産の後見人は、遺言による信託受託者が信託に関して計算し、または計算を見送ることができると同様に、財産の世話および管理に関する計算をするか、または彼の計算を自発的に見送ることができる。

第54条 子への財産の移転

子の財産の後見人は、子が18才に達したとき、後見人が世話をする子のすべての財産の子に移転するものとする。

第55条 管理費用

子の財産の後見人は、子の財産を管理するため、合理的な額の費用の支払をうける権利を有する。

第56条 後見人による債務証書

(1) 子の財産の後見人を指定する裁判所は、後見人に対し、子の財産の世話および管理に関して適切と判断する額を、保証を伴い、または保証なしに、子に支払うべき債務証書を発行するよう、要求することができる。

第57条 子が婚姻するとき

他の人を扶養する法律上の義務を負う子の申立により、子の財産の後見人を指定した裁判所または同等の裁判所は、命令により、子のための後見を終了させるものとする〔1980年法、第64章第4条(3)〕

第58条 後見人の解任

(1) 子の財産の後見人は、信託受託者が解任されるのと同じ理由にもとづき、裁判所により解任されることができる。

(2) 後見人の辞任。 子の財産の後見人は、裁判所の許可を得て、裁判所が適切と判断する条件により、彼の事務を辞任することができる。

第59条 オンタリオの検認後見事務官への通知

子の財産の後見人の指定を要求する裁判所へのすべての申立の通知は、裁判所の登記官または事務官により、オンタリオ検認後見事務官に移送されるものとする。

財産の処分

第60条 子の財産に関する高位裁判所の命令

子の両親または他の人による申立にもとづき、高位裁判所は、命令により、

(a) 土地に関する子の利益の全部もしくは一部を処分し、またはそれに負担を負うこと、

(b) 動産に関する子の利益を売却すること、または

(c) 子に属する金銭の全部もしくは一部または子に属する財産からの収入の全部もしくは一部を支払うこと、またはこの双方

を要求もしくは承認し、または要求し、かつ、承認することができる。

(2) 標準。 高位裁判所の意見によれば、処分、負担、売却もしくは支払が子の扶養もしくは教育のために必要であるか、または子の実質的な利益になるときに限り、第1項のもとで命令がなされるものとする。

(3) 条件。 第1項のもとでの命令は、高位裁判所が適切と判断する条件のもとで行われることができる。

(4) 制限。 高位裁判所は、子がそれにより利益を取得した証書の条件に反して、土地に関する子の利益の処分または負担を要求しないものとする。

(5) 証書の発行。 高位裁判所は、第1項のもとで命令するとき、子または証書の中で指定された他の人が処分、負担、売却または支払を実行するために必要な証書を発行するよう、命令することができる。

(6) 指 示。 高位裁判所は、第1項のもとでなされた命令を実行するために必要と判断される指示を、命令によって与えることができる。

(7) 証書の有効性。 本条のもとでの命令によって発行されるすべての証書は、それを発行した子が18才であったか、または命令に従って他の人によって発行されたとき、子がそれを発行し、かつ、そのとき、18才に達していたかのように、有効である。

(8) 責 任。 第1項(c)のもとで、命令に従って支払をすることにより、いかなる人も責任を蒙らないし、または責任を負うとみなされることもない。

第61条 指定する権限が子の利益のためにあるときの扶養命令

(1) 財産を彼の1人または複数の子に遺贈または指定する権限と共に、財産について生涯不動産権を有する人の申立または同意のもとに、高位裁判所は、適切と判断する財産による利益の一部を1人または数人の子の扶養、教育または利益のために利用されるよう、命令することができる。

(2) 同 上。 命令は、第1項のもとで

(a) 権限のもとで世話すべき子がいないとき、贈与がなされているか、または

(b) 権限のもとで世話すべき子がいないとき、ある人が財産を処分することができた

かどうかを問わず、なされることができる。

遺言による監護または後見

第62条 遺言による監護の指定

(1) 子を監護する権利を有する人は、遺言により、指定者の死後、1

人または複数の人が子を監護すべく指定することができる。

(2) 後見—遺言による指定。 子の財産の後見人は、遺言により、指定者の死後、子の財産の後見人となるべき1人または複数の人を指定することができる。

(3) 未成年者による指定。 未成年者である未婚の親は、親の署名した書面による指定により、第1項または第2項に参照された指定をすることができる。

(4) 制限。 第1項、第2項および第3項のもとの指定は、

(a) 指定者が子を監護する権利を与えられた唯一の人か、もしくはは事情に応じて、子の財産の後見人であるとき、指定が効力を生じる直前の日、または

(b) 指定者および子を監護する権利を有する他の人、もしくはは事情に応じて、子の財産の後見人である人が、同時に死亡するか、または一方が死亡したときに他方が生残っていたことが不確実な事情のもとで死亡したとき

にのみ有効である。

(5) 複数の指定。 第4項(b)に参照されるように死亡する指定者により、2人以上の人が子の監護者または子の財産の後見人として指定されるとき、指定者の双方または全員によって指定された人の指定のみが効力を有する。

(6) 被指定者の同意。 第1項、第2項および第3項のもとの指定は、指定された人の同意がなければ、効力を有しない。

(7) 指定の満期。 子の監護または子の財産の後見のための第1項、第2項および第3項のもとの指定は、指定後、90日を経過して効力を生じ、または被指定者が本章のもとで、子の監護または子の財産の後見を申立る場合、申立が処理されたときに効力を生じる。

(8) 第21条、第48条のもとでの申立または命令。 本条のもとでの指定は、第21条および第48条のもとでの命令の申立または命令の作成を阻

止しない。

(9) 申立。 本条は

(a) 本条が施行される日またはその後に作成された遺言、および

(b) 本条が施行される日に遺言者が生存しているとき、本条が施行され日より前に作成された遺言

に関して適用する。

手 続

第63条 手続の併合

(1) 本章のもとでの申立は、家族法改正法または他の手続のもとでの申立と同様の手続および方法によってなされることができる。

(2) 命令の性質。 本章のもとでの申立により、最初の申立をするか、すでになされた命令を変更し、または州外裁判所の命令を廃止する申立をすることができる。

(3) 当事者。 子に関する本章のもとでの申立の当事者には

(a) 子の父および母

(b) 子を彼または彼女の家族の子として扱う確実な意思を表示した人

(c) 申立の直前に、子を現実に世話し、かつ、養育していた人

(d) 争点事項を決定するために当事者であることが必要とされる人を含むものとする。

(4) 申立の併合。 本章のもとでの申立において、裁判所が子の利益のため、他の事項を最初もしくは同時に決定する必要がある、またはそれが望ましいと判断するとき、裁判所は、第26条に従い、かかる他の手続がなされたか、または決定されるまで、申立を延期するよう命令することができる。

(5) 父の身元が知れないとき。 父性の推定が存在せず、かつ、父の身元が不明であるか、または合理的に確認することができないとき、裁

判所は、代用送達を命じ、または手続における父への書面の送達を免除することができる。

第64条 未成年者による申立または答弁

(1) 親である未成年者は、代理人なしで本章のもとでの申立をすることができるし、また訴訟のための後見人なしに答弁することができる。

[1980年法、第64章第4条(4)]

(2) 未成年者の同意。 本章において定められる事項に関する同意は、同意を与える人が未成年者であることのみを理由に、無効となることはない。

第65条 子は尋問を受ける権利がある。

(1) 本条のもとでの申立を判断するについて、裁判所は、可能な限り、子がそれらを表示することができる範囲において、子の意見および選択を考慮に入れるものとする。

(2) 裁判所による面会。 裁判所は、子の意見および選択を決定するため、子と面会することができる。

(3) 記録をとること。 面会は、記録されるものとする。

(4) 協議。 子は、彼の弁護士による助言をうけ、かつ、もしあるならば、協議に出席させる権利を有する。

第66条 子が16才以上のとき

本章のいかなる規定も、16才以上の子が親の支配を脱け出す権利を廃止することはない。

第67条 すべての手続は1つの裁判所で

別段の定めがある場合を除き、申立が本章のもとである裁判所になされたとき、手続の当事者はだれも、手続における争点事項に関して、他の裁判所に申立をしないものとするが、裁判所の意見によれば、同時に決定されるべき争点事項を他の管轄権を有する裁判所が決定するのがより適切であるとき、裁判所は、手続を他の裁判所に移送するよう、命令することができる。

第68条 [オンタリオ, 1984年法, 第11章第163条により廃止, 1985年1月1日施行]

第69条 同意命令

(1) 本章のもとでの申立当事者の同意を得て, 裁判所は, 子の最善の利益を考慮すべき裁判所の裁量に従い, 別の方法で, 本条により権限を与えられる命令をすることができる。

(2) 命令の中に契約を統合すること。本章および家族法改正法の中に定義される家事契約に定められる事項は, 本章のもとでなされる命令の中に統合されることができる。

第70条 契約に従う部分

家族法改正法の中に定義される家事契約が本章に定める事項に関して規定を設ける場合, 家族法改正法の第4章が別の定めをするときを除き, 契約が優先する。

第71条 高位裁判所の管轄権

本章は, 高位裁判所より, その保護者としての国の管轄権を奪うものではない。

第72条 検認後見裁判所

不動産に関する手続において, 子の監護, 子との面接または子の財産の後見に関して争いが生じるとき, 検認後見裁判所は, 本章のもとで管轄権を行使することができる。

第73条 オンタリオ修正法, 1880年, 第292章のもとでなされた命令

未成年者法のもとで, 検認後見裁判所によってなされた命令を変更すべき申立は, カウンティ裁判所またはディストリクト裁判所へなされるものとする。

第74条 仮命令の申立をする場所

(1) 仮命令の申立は, 当初の手続がとられた裁判所になされるものとする。

(2) 命令を変更すべき申立をする場所。本章のもとで命令を変更すべき申立は、当初の手續がとられた裁判所またはオンタリオの他の地域の同等の裁判所になされることができる。

第75条 仮命令

本章のもとでの手續において、裁判所は、裁判所が適切と判断する仮命令をすることができる。

第76条 プロヴィンス裁判所（家事部）からの控訴

本章のもとで、プロヴィンス裁判所（家事部）の命令に対する控訴は、プロヴィンス裁判所（家事部）が置かれるカウンティまたはディストリクトのカウンティ裁判所またはディストリクト裁判所になされる。

第77条 控訴中も命令は有効である

本章のもとでなされた命令は、命令に対して控訴が行われたにもかかわらず、有効である。ただし、命令をした裁判所または控訴が行われた裁判所が別の命令をするときは、この限りでない。

第78条 解釈の法則

(1) 証書、法律または規則を解釈する目的のため、反対の意思が明らかかな場合を除き、子の身体に関する後見人を参照するときは、子の監護に触れるものとし、また子の財産に関する後見人を参照するときは、子の財産の後見に触れるものと解釈するものとする。

(2) 適用。第1項は、どのような証書、立法議会の法律または立法議会の法律のもとで本条が施行される日より前、施行される日またはその後に制定された規則、命令もしくは細則にも、適用する。

第79条 本章のオンタリオ修正法1980年、第292章、第152章：オンタリオ修正法1970年、第128章のもとでの命令への適用

本章は、未成年者法（1981年、児童法改正法を修正する法律の第4条により廃止）、家族法改正法または遺棄された妻子扶養法（1978年、家族法改正法により廃止）のもとで制定された子の監護・後見または子との面接のための未済の命令に、命令が本章のもとでなされたかのように適

用する。